

日々の児童の様子を学校ホームページにアップしています。ぜひ、ご覧ください。

とちのき通信

NO.9 (令和7年1月17日)

宇都宮市立雀宮中央小学校

発行責任者 細井三知代

目指す児童像

明るく元気でがんばる子ども(元気)

進んで学びよく考える子ども(やる気)

心豊かで思いやりのある子ども(思いやり)

合言葉「元気 やる気 思いやりのある 雀央っ子」



学校ホームページ

今年もよろしくお願いいたします。

昨年末はインフルエンザA型が流行し、本校でも休業となったクラスがありました。冬休み明けにもまだ少しお休みの児童がいましたが、全クラスが揃って学校をスタートさせることができました。

さて、4月から、学校行事等についての記事を写真とともに本校ホームページに掲載してきました。子供たちの様子についてはそちらをご覧くださいと思いますので、年明けの今号からは学校だよりの内容をリニューアルいたします。今後も引き続きお読みいただきたく、よろしくお願いいたします。

登校時間についてご協力いただきありがとうございます

本校では、児童の学校到着が7:50~8:05になるよう、さくら連絡網等で保護者の皆様をお願いしているところです。ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本校は8:15始業です。児童が教室に入ってから始業まで教員不在の時間が長いほど事件・事故が発生する危険度は高まる傾向があります。全国各地で起きた始業前の事件・事故の例を挙げてみますと・・・

- ・小1児童が教室内で、同じクラスの児童からほうきを投げつけられ、右眼を損傷し、視力低下、視野欠損、続発性緑内障による視神経萎縮等の後遺症
- ・小4児童が4階教室の窓の転落防止用手すりに腰掛け、バランスを崩して転落
- ・中2生徒が3階の教室で窓から外へ出て上部の枠に手を掛け、バランスを崩して転落
- ・中3生徒が同学年別クラスの男子に腹部を包丁で刺され死亡

こうしたことを防ぐために、本校では「安全確保」の視点から、始業前の在校時間を極力短くしようということで児童の学校到着時間を設定しております。教職員の勤務時間は8:10からですが、日直は早番で7:40からとなっています。校舎内の見回り等を済ませた後、門扉の開放と昇降口の開錠を行います。

各ご家庭の事情があることは重々承知しておりますが、本校職員も育児、親の介護、通勤距離その他、様々な事情がありますことをご理解いただきたく、保護者の皆様、地域の皆様に対し、学校長として切にお願いを申し上げる次第です。ただし、特別な事情がある場合には、遠慮なくご相談ください。

朝の時間帯、学校周辺(北側・西側)の道路は「歩行者専用」です



学校の北側(校舎と体育館の間)と西側(西門と民家の間)の細い道路は、道路交通法により、朝7時から8時30分まで「歩行者専用」となっています。「元気っ子」の駐車場に車を止める場合でも、許可証をお持ちの方以外はこの道路に車で入ることはできません。

ときどき警察も見回っています。児童の安全のため、交通ルールの順守をお願いします。

「学校における働き方改革」について

文部科学省が推進する教員の働き方改革とは「教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすること」となっています。教職員が早く帰ったり仕事を楽にしたりすることが目的ではなく、授業や学級経営のために、つまり子供と向き合う時間を増やすために働き方改革をしましょう、ということなのです。

昨年の9月、宇都宮市長・宇都宮市教育長の連名により、保護者・地域の皆様宛て「『学校における働き方改革』へのご理解・ご協力をお願いいたします」という通知が出されましたが、ご覧いただいたでしょうか。放課後の忘れ物の対応に時間制限を設けたり、リフレッシュデーには定時に電話を留守番電話にし、玄関のインターフォンをオフ設定にしたりしている学校もあるようです。本校ではそこまでは行っていませんが、業務内容の見直しやデジタル化などにより、改革を進めているところです。「子供たちのため」という視点を忘れずに、これからも取り組んでいきたいと考えています。

雀宮中央小学校は特別支援教育の拠点校です

「拠点校」とは、簡潔に言うと「お子様の状況に合わせた特別支援教育を受けるために、他学区からでも通学できるよう、宇都宮市教育委員会から指定されている学校」ということになります。

平成19年に学校教育法が一部改正となり、「特別支援教育」という言葉が生まれました。同年に文部科学省から発出された通知の中に、特別支援教育の理念が書かれています。

幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。(～中略～) 障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

先日、ある方から「特別支援教育について児童全体への指導が不十分なのではないか」というご意見をいただきました。拠点校でありながら、こうしたご指摘をいただくことは本当にお恥ずかしい限りです。今後、人権教育、道徳教育とともに特別支援教育の推進に更に力を入れていきたいと考えています。これらのことについて、ご家庭や地域でも折に触れ子供たちとの話題にしていいただければ幸いです。

トイレをきれいにしていただき、ありがとうございます

5月から毎月1回、PTA 環境部の皆様に児童用トイレの清掃をしていただいています。本校のトイレは構造のせいもあるのか臭いがとてもきつかったのですが、おかげさまでだいぶ軽減しています。

日頃から、PTA や地域の皆様には児童のため様々な面でご尽力いただき、感謝の気持ちでいっぱいです。

